

## 指導行政のポイント

### 指導要領の総則で示す“基本原則”

菱村 幸彦

新教育課程への移行措置の内容が決まった。移行措置では、新しい学習指導要領の総則は、来年度から直ちに適用となる。で、以下に新指導要領の総則で示されている教育課程編成・実施の基本原則がどう変わるのかをみてみよう。

#### 「教育目標の達成」を追加

指導要領の総則は、教育課程編成・実施の基本原則として次の3点を定めている(第1-1)。

第1は、教育課程の編成主体である。現行の総則は、「各学校においては……適切な教育課程を編成するものとする」と示して、教育課程の編成主体が学校であることを明らかにしている。

学校が教育課程を編成するという事は、全教職員の積極的参加のもとに、「校務をつかさどる」校長の責任において編成することを意味する。この基本原則は、新しい総則でも変わらない。

第2は、教育課程編成の諸原則である。現行の総則は、教育課程を編成する際の原則として、法令および指導要領を遵守すること、地域や学校の実態を考慮すること、児童・生徒の心身の発達や特性等を考慮することを示している。

新しい総則は、これらの諸原則をそのまま引き継いだうえで、もう一つ「これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」ことを加えている。

「これらに掲げる目標」とは、教育基本法、学校教育法、指導要領に定める教育目標を指す。

中教審では、各教科の到達目標を明確にする方向で審議されたが、到達目標を導入するとなると、指導要領の細目化が避けられないなどの問題があることから、最終的に到達目標は導入されなかった。

しかし、教育課程編成の諸原則の1つとして、新たに法令や指導要領に示す目標を達成する教育を行

うことを加え、その重要性を示したわけである。

第3は、教育課程実施の基本理念である。現行の総則は、「学校の教育活動を進めるに当たって」の基本理念として、生きる力をはぐくむこと、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開すること、自ら学び自ら考える力を育成すること、基礎・基本の確実な定着を図ること、個性を生かす教育の充実に努めることの5点を掲げている。

#### 教育課程改訂の方針を取り込む

新しい総則は、これに加えて、基礎的・基本的な知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、

児童・生徒の発達段階を考慮して言語活動を充実すること、家庭との連携を図りながら児童・生徒の学習習慣が確立するよう配慮することの4点を示している。いずれも、今回の教育課程改訂の基本方針を取り込んだものである。

もう一つ、学校教育法に定めた「学力」の規定も踏まえている。すでに本紙(No.209、昨年9月1日号)で取り上げたように、平成19年の学校教育法の改正で、新たに「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」(30条2項)という規定が加わった。

これは「確かな学力」を法律に定めたものとして注目されたが、今回の指導要領の総則は、この条項も踏まえたものとなっている。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習リソース情報研究センター理事長)

■緊急出版! 5月16日発売!

工藤文三【編】B5判220頁・定価2,520円

小・中学校新指導要領の全文を収録するとともに、全教科のポイントと対応課題を簡潔に提示!

## 『小学校・中学校 新学習指導要領 全文とポイント解説』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)